

名古屋市防災条例

前 文

名古屋市は、これまで、伊勢湾台風や東海豪雨などの自然災害に見舞われ、多くの尊い命や貴重な財産を、自然の猛威の前に失ってきました。また、今日では、名古屋市を含むこの地域は、東海地震や東南海地震などの大規模地震の発生により、甚大かつ広域的な被害を受けることが危惧されています。

私たちは、いつでも被災者になり得ます。そのうえ、日本のものづくりの中核としてのこの地域が、甚大な被害を受けた場合、その被害が日本経済全体に与える損失は非常に大きく、世界的にも影響を及ぼしかねません。

私たちの力で、自然災害を根絶することはできませんが、その災害によって生ずる被害を減らすことはできます。私たちは、自然とともに生き、自分や家族、地域、そして名古屋のまちを私たち自身で守っていかなければなりません。

自分で自分や家族を守るという「自助」、市民や事業者が助け合って地域を守るという「共助」、行政が市民や事業者の活動を支援し、それらの者の安全を確保するという「公助」の理念を念頭に置き、市民、事業者及び市が協働して、安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを進めていくことが必要になります。それは、一朝一夕にできるものではありません。しかし、先人がこれまで進めてきたように、地道なまちづくり、ひとづくりを続けていけば、私たちのこの名古屋のまちが災害に強いまちになるものと信じています。

ここに、自然災害に見舞われても、それを乗り越え、誇りと愛着を持ち続けることのできるまち「名古屋」を、後の世代に引き継いでいくことを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

目 的

第1条

この条例は、災害に係る予防対策及び応急対策並びに災害からの復興に関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、それらの対策等の基本となる事項を定めることにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることができる、災害に強いまちの実現をめざすことを目的とする。

定 義

第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 自主防災組織 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。
- (4) 指定緊急避難場所 法第49条の4第1項に規定する指定緊急避難場所をいう。
- (5) 指定避難所 法第49条の7第1項に規定する指定避難所をいう。
- (6) 警戒宣言 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条第1項の規定による地震災害に関する警戒宣言をいう。
- (7) 耐震診断 地震に対する安全性を評価することをいう。

- (8) 耐震改修 地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をすることをいう。

市の責務

第3条

市は、災害に強いまちづくりに関する総合的な対策（以下「災害対策」という。）を講じるものとする。

- 2 市は、災害対策に関する計画を策定するとともに、その対策を行うために組織及び機能の全てを挙げて必要な体制を整備するものとする。
- 3 市は、災害対策を行うに当たっては、市民、ボランティア、事業者、国、他の地方公共団体及び関係団体（以下「市民等」という。）との連携及び協力に努めなければならない。
- 4 市は、災害対策を行うために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

職員の責務

第4条

職員は、災害対策に関する知識及び技術の習得に努め、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策に関する計画に基づき、速やかに、災害対策に関し必要な業務に従事し、市民の生命、身体及び財産の保護に努めなければならない。

市民の責務

第5条

市民は、自己及び家族を災害から守るため、家族との話し合い、知識の習得等防災のために必要な事項を行うよう努めなければならない。

- 2 市民は、地域を災害から守るため、防災において、日頃から地域の構成員との交流を深めるとともに、相互に連携及び協力に努めなければならない。

3 市民は、市が行う災害対策に積極的に協力するよう努めなければならない。

事業者の責務

第6条

事業者は、次の対策を講ずるとともに、その対策に関する計画の作成及びその対策を行うために必要な体制の整備に努めなければならない。

- (1) 事業所に来所する者(以下「来所者」という。)及び従業員を災害から守るための対策
 - (2) 事業所の施設及び設備の災害に対する安全性を確保するための対策
 - (3) 災害が発生した場合における被害を軽減するため及び事業を継続するため又は速やかに再開するための対策
- 2 事業者は、地域を災害から守るため、防災において、地域の構成員との連携及び協力に努めなければならない。
- 3 事業者は、市が行う災害対策に積極的に協力するよう努めなければならない。

自主防災活動の推進

第7条

市は、自主防災組織その他市民が地域において自発的かつ組織的に行う防災に関する活動(以下「自主防災活動」という。)を推進するため、必要な支援を行うよう努めなければならない。

- 2 市民は、自主防災活動を推進するため、その活動に参加し、又は協力するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、自主防災活動を推進するため、その活動に協力するよう努めなければならない。

ボランティアに対する支援

第8条

市及び事業者は、ボランティアによる防災に関する活動に対する支援を行うよう努めなければならない。

第2章 予防対策及び応急対策

第1節 情報の収集及び提供等

情報の収集等

第9条

市は、豪雨、洪水及び地震の観測等防災のために必要な情報の収集及びその伝達方法の確保に努めなければならない。

予想される災害の調査

第10条

市は、市域内において予想される災害に関し調査を行い、その結果を災害対策に反映させるよう努めなければならない。

情報の提供等

第11条

市は、災害に備え、市民及び事業者に対し、あらかじめ、異常な自然現象の種類ごとの指定緊急避難場所及び指定避難所の位置等避難するために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

- 2 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、市民及び事業者に対し、速やかに、避難の指示に関する情報、被害の状況に関する情報、応急措置に関する情報等を提供するよう努めなければならない。
- 3 市民及び事業者は、災害に備え、防災に関する情報を収集するとともに、気象警報等の情報に基づいて自らの判断において避難できるようにするための

知識を習得するよう努めなければならない。

- 4 市民及び事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害に関する情報を収集するよう努めなければならない。

第2節 防災訓練等

教育の充実等

第12条

市は、研修、防災訓練等により、職員の防災に関する能力の向上に努めなければならない。

- 2 市は、防災訓練、講習会等を積極的に行い、防災に関する知識の普及及び市民の意識の高揚に努めなければならない。
- 3 市は、防災に関する市民の理解を深めるため、学校教育及び社会教育を通じ、防災に関する教育の充実に努めなければならない。
- 4 事業者は、従業員に対し、防災訓練又は講習に参加させること等により、防災に関する知識を習得する機会を提供するよう努めなければならない。

防災訓練

第13条

市は、市民等と連携した防災訓練を積極的かつ計画的に行うよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が行う防災訓練に参加するとともに、地域における防災訓練を定期的かつ効果的に行うよう努めなければならない。
- 3 事業者は、市又は市民が地域において行う防災訓練に参加するとともに、市及び市民と連携し、防災訓練を行うよう努めなければならない。

第3節 避難

物資の確保等

第14条

市は、災害に備え、食糧、毛布その他被災した市民の生活に必要な物資の確保及び当該物資の円滑な供給を継続して行うための関係事業者の協力の確保並びに飲料水の供給のために必要な対策を講ずるよう努めなければならない。

- 2 市民及び事業者は、災害に備え、食糧、飲料水その他必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

応急的な医療等の確保

第15条

市は、国、他の地方公共団体及び関係団体と協力し、避難所等における応急的な医療及び助産を行うことができるよう努めなければならない。

指定緊急避難場所の確認等

第16条

市は、指定緊急避難場所及び指定避難所の確保並びに仮設住宅の建設等のための用地に関する情報の管理に努めなければならない。

- 2 市は、資機材の整備、物資の備蓄等により、指定避難所の機能の充実に努めなければならない。
- 3 市民及び事業者は、あらかじめ、災害が発生した場合の被害の状況を想定して、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等を確認するよう努めなければならない。

- 4 市民は、相互に協力し、避難所を円滑に運営するよう努めなければならない。

災害時に特に配慮を要する者への配慮

第17条

市、市民及び事業者は、高齢者、障害者、乳幼児、外国人その他災害が発生した場合において特に配慮を要する者

(法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。)の避難の誘導、安否の確認、救出等に関し、これらの者に配慮した対策を講ずるよう努めなければならない。

第4節 応急措置

第18条

市は、災害が発生した場合には、市民等と連携し、被害の状況を速やかに把握し、被害を最小限にとどめるために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市民及び事業者は、災害が発生した場合には、相互に協力し、初期消火、被災者の救助その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 医療、建築等の専門的な知識又は技術を有する事業者は、第1項の規定により市が講ずる措置に積極的に協力するよう努めなければならない。

第5節 緊急輸送の確保

第19条

市は、警戒宣言が発せられた場合、又は災害が発生した場合において、消火、被災者の救難及び救助その他の応急対策を的確かつ円滑に実施するための緊急輸送(以下「緊急輸送」という。)を確保するため、車両等の調達に関し対策を講ずるとともに、国、他の地方公共団体及び関係団体との調整を行うよう努めなければならない。

- 2 市民及び事業者は、警戒宣言が発せられた場合、又は災害が発生した場合には、自動車の使用を自粛する等、緊急輸送の確保に協力するよう努めなければならない。

第6節 地震対策

耐震性の確保等

第20条

市は、自らが所有する建築物の地震に対する安全性を確保するため、必要に応じて耐震診断を行い、その結果に基づいて耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 2 市は、自らが管理する橋りょう、配水管等の地震に対する安全性の確保に努めなければならない。
- 3 市は、市民及び事業者に対し、建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指導及び支援並びに地震に対する安全性の確保に関する啓発及び知識の普及に努めなければならない。
- 4 市は、地震による火災の拡大を防止し、市民の安全を確保するために必要な対策を講ずるよう努めなければならない。
- 5 市民及び事業者は、自らが所有する建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、地震による火災の拡大を防止するために必要な対策を講ずるよう努めなければならない。

広告塔等の落下防止等

第21条

市は、地震による、屋外に面しているガラス、タイルその他これらに類する建築物の部分及び広告塔、広告板その他建築物の屋外に取り付けられている物(以下「落下対象物」という。)の落下並びに道路に沿って設けられている門、塀その他これらに類する建築物等(以下「転倒対象物」という。)の転倒の防止に関する啓発及び知識の普及に努めなければならない。

- 2 市民及び事業者は、地震による落下対象物の落下及び転倒対象物の転倒を

防止するため、これらの対象物を定期的に点検するよう努めなければならない。

家具等の転倒防止

第 22 条

市は、地震による家具等の転倒の防止に関する啓発及び知識の普及に努めなければならない。

- 2 市、市民及び事業者は、自らが所有し、又は占有する家具等の地震による転倒の防止に努めなければならない。

帰宅困難者対策

第 23 条

市は、警戒宣言が発せられた場合、又は大規模な地震が発生した場合において、交通機関が休止したこと等により、徒歩による帰宅が著しく困難である者（以下「帰宅困難者」という。）による混乱、事故が生じること等を防止するため、一斉に帰宅することの抑制に関する周知、帰宅困難者に対する支援その他必要な対策を講ずるものとする。

- 2 市民は、警戒宣言が発せられたため、又は大規模な地震が発生したために交通機関が休止したこと等により、帰宅困難者となった場合に備え、徒歩による帰宅経路及び家族との連絡方法の確認等を行うよう努めなければならない。
- 3 事業者は、警戒宣言が発せられた場合、又は大規模な地震が発生した場合において、来所者及び従業員の安全な帰宅等に対する支援のために必要な対策を講ずるとともに、これらの者が一斉に帰宅することの抑制を図るよう努めなければならない。
- 4 帰宅困難者は、警戒宣言が発せられた場合、又は大規模な地震が発生した場合には、むやみに移動を開始しないようにするとともに、第 1 項及び前項

の対策に協力するよう努めるものとする。

被害を受けた建築物等の調査

第 24 条

市は、地震により被害を受けた建築物又は土地の危険性に関し調査を緊急に行う必要があると認めるときは、速やかに、当該調査を行い、又は資格を有する者に当該調査を行わせ、その結果を市民及び事業者に提供するものとする。

- 2 地震により被害を受けた建築物若しくは土地の所有者、占有者若しくは管理者である市民又は事業者は、前項の規定による調査に協力するよう努めなければならない。

第 7 節 浸水及び雨水対策

浸水の防止等

第 25 条

市は、豪雨等による浸水を防止し、市民の安全を確保するために必要な対策を講ずるよう努めなければならない。

- 2 市、市民及び事業者は、自らが設置し、又は管理する施設への浸水の防止に努めなければならない。
- 3 地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設を管理する事業者は、当該施設への浸水に備え、当該施設の利用者及び従業員の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な対策を講ずるよう努めなければならない。
- 4 洪水、高潮、津波等により浸水することが想定される地域及びその周辺地域に施設を管理する事業者は、当該施設への浸水に備え、当該施設の利用者及び従業員の円滑かつ迅速な避難を確保

するために必要な対策を講ずるよう努めなければならない。

- 5 前項の事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、浸水から避難する者の受入れに協力するよう努めなければならない。

雨水流出抑制

第 26 条

市は、自らが設置し、又は管理する施設の敷地内に、雨水の流出を抑制するための施設を設置するものとする。

- 2 市は、市民及び事業者に対し、雨水の流出の抑制に関する啓発及び知識の普及に努めなければならない。

- 3 市民及び事業者は、自らが設置し、又は管理する施設の敷地内において、雨水の流出を抑制するために必要な対策を講ずるよう努めなければならない。

雨水ます等の清掃

第 27 条

市民及び事業者は、自らが占有する土地に設置された雨水を集水するます等の清掃を行うものとする。

第 8 節 広域的な連携体制の構築

第 28 条

市は、災害の拡大を防止するため、他の地方公共団体と災害発生時における応援及び協力を相互に行う体制を構築するよう努めなければならない。

第 3 章 災害からの復興

第 29 条

市は、災害により甚大な被害を受けた場合には、国、他の地方公共団体及び関係団体と連携するとともに、市民及び事業者と協力し、その被害を受けた地域の速やかな復興に努めなければならない。

- 2 市民及び事業者は、災害により甚大な被害を受けた場合には、相互に協力し、市民の生活及び事業者の事業の速やかな再建に努めなければならない。